

竜之口こども園 入園のしおり 兼 重要事項説明書

重要事項説明書

教育・保育の提供開始にあたり、本園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 岡山幸風会
事業者の所在地	岡山市中区国府市場721-2
事業者の電話番号・FAX	電話 (086) 279-4318 FAX (086) 279-4317
代表者氏名	高山 学
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の経営 ・ 一時預かり事業の経営

2. 施設の概要

種 別	幼保連携型認定こども園						
名 称	竜之口こども園						
所 在 地	岡山市中区国府市場721-2						
電 話 番 号 ・ F A X	電話 (086) 279-4318 FAX (086) 279-4317						
施 設 長 氏 名	高山 学						
開 設 年 月 日	保育所認可 昭和45年7月1日・認定こども園移行 令和6年4月1日						
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号定員	—	—	—	15人		
	2号定員	—	—	—	25人	26人	27人
	3号定員	6人	18人	20人	—	—	—
取 扱 う 保 育 事 業	一時保育、延長保育、障害児保育（集団生活に支障のないこと）						

3. 施設・設備の概要

敷 地 面 積	4694.66 m ² (法人全体)		
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造2階建て 鉄筋コンクリート造1階建て	
	延床面積	1,088.24m ²	
施設設備の 数と面積	乳 児 室	1 室	41.690 m ²
	ほ ぶ く 室	1 室	23.100 m ²
	保 育 室	5 室	287.841 m ²
	遊 戯 室	1 室	87.241 m ²
	調 乳 室	1 室	41.690 m ²
	幼児用トイレ	3 箇所	58.917 m ²
	医 務 室	1 室	13.280 m ²
	事 務 室	1 室	42.720 m ²
	調 理 室	1 室	64.598 m ²
設 備 の 種 類	冷暖房等、AED(1台)、組立式プール		
屋 外 遊 技 場 (園庭)	屋外遊技場 850m ²		

園舎平面図 別添1

4. 施設の目的、運営方針

目 的	<p>社会福祉法人岡山幸風会が設置する認定こども園竜之口こども園（以下「本園」という。）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。</p>
運営方針	<p>本園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。</p> <p>2 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。</p> <p>3 本園は、岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年市条例120号）。以下「最低基準条例」という。）、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。</p>

5. 職員体制

園 長	1 人
副園長	1 人（常勤： 1 人）
主幹保育教諭	1 人（常勤： 1 人）
保育教諭	20人（常勤： 14人、非常勤 6人）
調 理 員	3 人（常勤： 3 人、非常勤 人）
園 医	1 人（常勤： 人、非常勤 1 人）
園歯科医	1 人（常勤： 人、非常勤 1 人）
園薬剤師	1 人（常勤： 人、非常勤 1 人）

6. 教育・保育を提供する日

1号認定こども

開 園 日	月曜日から金曜日
休 園 日	土曜日 学年始休業日 4月1日～4月7日まで 夏季休業日 7月20日～8月31日まで 冬季休業日 12月25日～1月6日まで 学年末休業日 3月25日～3月31日まで

2号・3号認定こども

開 園 日	月曜日から土曜日
休 園 日	日曜日・祝日・休日・年末年始

7. 教育保育を提供する時間

(1) 開園時間

月曜日から金曜日	午前7時から午後7時まで
土 曜 日	午前7時から午後6時まで

(2) 教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日の教育時間	午前8時30分から午後1時まで
---------------	-----------------

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間

月曜日から金曜日の保育時間	午前7時から午後6時まで
土曜日の保育時間	午前7時から午後6時まで
延長保育時間	午後6時から午後7時まで

(4) 保育短時間認定に関する保育時間

月曜日から金曜日の保育時間	午前8時30分から午後4時30時まで
土曜日の保育時間	午前8時30分から午後4時30時まで
延長保育時間	朝：午前7時から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後6時まで

8. 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 1号認定：全ての児童を対象に無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償
------------	---

※その他は別紙1、2

9. 支払方法

現金払い 口座振替（要手続き） PayPay利用（一部利用可能）
--

10. 提供する教育・保育の内容

(1) 特定教育・保育 (2) 養護と教育の一体的な提供 (3) 食事の提供 (4) 子育て家庭に対する支援 (5) 延長保育事業 (6) 一時預かり事業 (7) その他教育・保育に係る行事等 (8) 認定こども園法第10条第1項の規定により定めたガイドライン、幼保連携型認定こども園教育・保育要領による教育・保育の実施

全体的な計画

ク ラ ス	年齢別 保育・教育目標
0 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりのリズムで生活し、安心して過ごす。 保護者と信頼関係を深める 衛生的で安全な環境の中で、身体活動や探索活動を十分に行い、運動機能や探索意欲を高める
1 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> 好きな遊びや探索活動を保護者と一緒に楽しむ。 保育者に自分の思いを簡単な言葉や身振りで表現しようとする。 保育者の言葉に耳を傾け、座って話が聞けるようにする。
2 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> 保育者との関わりの中で、自分でできることが増え、身の回りのことを自分でしようとする。 興味のあることの模倣をしたり、保育者や友だちと一緒に言葉のやり取りを楽しみ、イメージを共有して遊ぶ。 伸び伸びと個性を發揮し自身の気持ちを言葉や動きで表現しようとする。 保育者や友だちと一緒に全身を使う運動や、指先を使う遊びを楽しむ。
3 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な生活習慣が定着し、身の回りの事を最後まで自分でしようとする。 様々なものや表現に興味を持って遊びに熱中したり、試行錯誤することで気づいたことを周りの人に伝えようとする力を養う。 保育者や友だちと関わり、遊びをとおして相手の気持ちも気づいていく。
4 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> 様々な活動に取り組む中で、満足感や達成感を味わい、自信に繋げる。 自分がやりたいことを見つけ、夢中になって遊ぶ。 友だちと一緒に様々な遊びを経験し、言葉で気持ちを伝えていく。
5 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> 遊びの中で、自然や事象に興味や関心を持ち、豊かな心情や知的好奇心を高める。 豊かな経験を積み重ねながら互いの健康や安全への意識を持ち、自ら主体的に行動する力など、生きる力の基礎を育む 友だちや年齢児との関わりの中で、思いやりの心を育て、互いに協力する大切さを知る。 自分なりの目標や、友だちと共通の目標を持ち、やり遂げる達成感や満足感を味わう。
そ の 他 (年間行事)	

クラス編成

年 齢	クラス名
0 歳 児	もも組
1 歳 児	もも組
2 歳 児	さくら組
3 歳 児	ばら組
4 歳 児	きく組
5 歳 児	ふじ組

11. 給食等について

	提供内容				保育所の給与栄養量（目標） （保育所で提供する栄養量の割合）
	午前おやつ	昼食		午後おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	「授乳・離乳の支援ガイド」に準じ、発達に応じた離乳食の提供をします。 おやつについては子の発達に応じて提供をします。 おやつについては子の発達に応じて提供をします。
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児		○	○	○	
4歳児		○	○	○	
5歳児		○	○	○	

給食の提供にあたって

<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理 ・衛生管理 ・栄養管理 ・食育 上記に取り組んでいます。

アレルギー対応について

<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー対応 ・生活管理指導書の提出、除去食の提供
--

12. 保護者に用意していただくもの

(1) 入園児にご用意いただくもの

入園のしおりを参照してください。 ※その他のことにつきましても、入園のしおりをご覧ください。

13. 園医について

嘱託医 園薬剤師	内科・小児科 旭竜クリニック 院長 大藤 嘉洋 (岡山市中区中島70-1) 歯科 おまち子ども歯科 院長 假谷 直之 (岡山市中区雄町308-4) 有限会社 竹水堂薬局 薬剤師 森 雅子 (岡山市中区中島68-4)
-----------------	--

入園のしおり

児童憲章 1951年（昭和26年）5月5日制定

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。

児童福祉法 昭和22年12月12日法律第164号

児童福祉の理念

- ・すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
- ・すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

教育・保育目標

1. 健康・安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
2. 集団生活を通じて喜んでこれに参加する態度を養うとともに、家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律、及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養う。
3. 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う。
4. 日常の会話や、絵本、童話などに親しむ事を通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに相手の話を理解しようとする態度を養う。
5. 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う。
6. 快適な生活環境の実現及び子どもと保育士、その他の職員との信頼関係の構築を通じて心身の健康の確保及び増進を図る。

保育方針・・・豊かな人間性をもった子どもの育成

- 保護者の就労による家庭養育の支援や、重要な乳幼児期に家庭では育ち難い子ども社会の中において、「人と関わる力」、「道徳心」、「生きる力」を培う。
- 家庭と地域との連絡を密にし、協力を得ながら健康で安全な生活に必要な、生活習慣を養う。
- 一人一人の発達過程に沿った指導を行い、心身の調和的な成長を図る。
- 友だちと仲良く遊び、優しい思いやりの心を持って共に育つ子どもをめざす。
- 身のまわりのものに興味や関心を持たせ、意欲的に活動させる。
- 遊びの自主性を伸ばし、生活経験をとおして思考力や忍耐力を育てる。
- 常に清潔、安全な環境に心がけ、ゆったりとした家庭的な雰囲気の中で一人一人を大切に日々保育する。
- 人や自然との関わりの中で、愛情と信頼感を育てると共に、自主、協調の態度を養う。

幼児の生活リズムの基本

朝の規則正しいスタートが何より肝心で、楽しい園生活の源となります。

- 早寝早起きを心がけ、しっかりと睡眠を取る習慣をつけましょう。
- 「早寝・早起き・朝ご飯」の生活リズムを身につけましょう。

障害の疑い

- 集団生活において、全体の流れがわからない、会話に入れない、その場の雰囲気になじめない、集団活動のルールに従えないなどの自閉スペクトラム症、注意欠如多動性障害、などを疑ってみることも大切な要素であります。

当園では、保護者の方と連携を取りながら、子どもたちが主体的に集団生活を送る援助をするなかで、専門機関での指導が望ましいと思われる場合にはご相談させていただきます。

4. 開園日・開園時間及び休園日
(1号認定児)

開園日	教育・保育提供時間	預かり保育時間	休園日
月～金	8時30分～13時	7時～8時30分 13時～18時	<ul style="list-style-type: none"> ・学年始業：4月4日～4月7日 ・夏期：8月1日～8月31日 ・冬季：12月25日～1月5日 ・学年末：3月26日～3月31日 ・土曜日 ・日曜日 ・祝日 ・社会福祉法人岡山幸風会が定める日

(2号及び3号認定児)

開園日	開園時間	教育・保育提供時間	延長保育時間	休園日
月～土	月～金曜日 7時～19時 土曜日 7時～18時	保育標準時間認定 7時～18時 保育短時間認定 8時30分～ 16時30分	※P6参照 (延長保育料が必要です。) 保育標準時間認定 18時～19時 保育短時間認定 7時～8時30分 16時30分～18時 ※午前・午後利用は両方の延長 保育料が必要です。 ※土曜日はありません	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日 ・祝日 ・休日 ・年末年始 ・社会福祉法人 岡山幸風会が定 める日

※一時預かり保育の提供時間は、午前9時から午後5時までです。(土曜日はありません。)

<土曜保育利用希望の方>

「土曜希望保育申込書」に記入し、希望される月の前月20日(朝9時)までに代金を添えて提出してください。(3歳以上児は給食費が発生します。)申込み人数に基づいて、給食の数(食材を1ヶ月分発注)、職員数(勤務表の作成)、職員勤務時間を細かく調整し、決定しますのでご協力お願いいたします。土曜保育を申し込んでいて、その後必要がなくなった場合も、至急お知らせ下さい。体調不良や家庭保育などで欠席をされても給食の発注等の関係で返金は出来ません。また、保育利用事由以外での保育はお断りします。(やむを得ない事情のある場合はご相談ください。)

5. 施設・設備の概要

重要事項説明書に記載しています。

6. 職員体制（令和6年4月1日）予定

職員数（予定）

職 名	職員数
園 長	1名
副園長	1名
主幹教諭	1名
保育教諭	19名
栄養士	1名
調理員	2名
事務員	1名
嘱託内科医	1名
嘱託歯科医	1名
園薬剤師	1名

入園児童数（予定）

クラス名	年 齢	人 数	担任数（予定）
ふ じ	5歳児	25	2
き く	4歳児	24	3
ば ら	3歳児	24	3
さくら	2歳児	16	3
も も	1歳児	10	3
	0歳児	4	2
合 計		103	16

※本園は、「岡山市幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条約（令和2年3月18日市条例第13号第1項）の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準に応じています。

7. 提供する教育・保育の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育
- (2) 養護と教育の一体的な提供
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て家庭に対する支援
- (5) 延長保育事業
- (6) 一時預かり事業
- (7) その他教育・保育に係る行事等
- (8) 認定こども園法第10条第1項の規定により定めたガイドライン、幼保連携型認定こども園教育・保育要領による教育・保育の実施

園での生活

- ・園生活は、集団として決まりよい生活の繰り返しで、健康保持と情緒の安定が図られます。
- ・子ども達は、一日の流れを読み取り自主的に行動するようになります。

一日の生活の流れ

7:00 (開園)	} 順次登園 (1号認定児登園開始)	} 順次登園	・挨拶をする「おはようございます」
8:30 ~			・登降園システムで登園受付をする
9:00 (最終登園時間)			・視診を受ける ・ふじ、きく、ばら、さくら組は出席シールを貼る ・持ち物を個人別ロッカーへ納める ・戸外自由遊び
9:05	片付け 整列		・皆で遊具を片付ける ・ラジオ体操及びリズム体操 (※冬期はランニング)
9:30	入室 朝の会		・排泄 ・挨拶をする 「先生おはようございます。みなさんおはようございます」 ・歌を歌う
	おやつ (3歳未満児)		
10:00	クラス別保育		・課題活動に興味を持ち、意欲的に取り組む
11:00	片付け 食前準備		・排泄をする・手洗いをする ・箸とコップを用意する
	食 事		
12:00 (0~3歳児)	午睡準備 }		・排泄をする
	午睡		・パジャマに着替える
	(4~5歳児) 当番活動		・脱いだ服をたたんでロッカーにしまう
13:00	1号認定児 最終降園		
13:00	(4・5歳児) 自由遊び		・お絵描き、粘土遊び、折り紙など
	} おやつ準備		・片付けをする (4・5歳児)
15:00		}	・服に着替える (1~3歳児)
	} おやつ		・排泄をする
		}	・手洗いをする
	帰りの会		・カバンの中、帽子など持ち物の確認をしてもらう
	} 排泄 戸外自由遊び 順次降園		・一日の振り返りをする
		}	・歌を歌う
		}	・挨拶をする 保育者「先生さようなら、みなさんさようなら」 「歯磨きをして寝ましょうね」 園 児「そうします」
16:00頃	通常保育終了 (保育標準時間)		・視診を受ける ・挨拶をする ・登降園システムで降園手続きをする
18:00			

延長保育について（2号3号認定児）

※土曜日はありません。

延長保育時間

保育標準時間（7：00～18：00）

→ 18：00～19：00（夕）

保育短時間（8：30～16：30）

→ 7：00～8：30（朝）

→ 16：30～17：30（夕）

延長保育料が必要です。
（※P7参照）

（保育標準時間の方）

No.

延長保育利用届出書

年 月 日

竜之口保育園長 様

下記のとおり、延長保育を利用しました。

保育園名 竜之口保育園		児童名	
延長保育を利用した年月日 年 月 日			
※ 土曜日の延長保育はありません。			
※ 土曜日に登園される場合は、所定の時間までに必ずお迎えに来て下さい。			

利用した時間 午後 時 分頃まで。			
保護者	氏名	⑩ (続柄)	
園 記 入 欄			受 付

- ・ お子様のお迎えが午後6時を超えますと、延長保育料が必要です。※延長保育は、午後7時迄です。
 - ・ 延長保育料1人400円/日は、延長保育を受けられた翌日迄に必ずご持参下さい。
- 特保育 延長(様式準拠)

※保育短時間認定の方は、ご相談ください。

7. 主な年間行事予定

※中止や変更になることもあります。

4月	○入園式 ・安全な遊び方 ・避難訓練 ・発育測定 ・遠足 (ふじ・きく)	7月	・開園記念日 ・プール開き ・七夕まつり ・避難訓練 ・発育測定 ・プール納め ・夏まつりごっこ	10月	○運動会 ☆幼保交流 ・お芋掘り ・避難訓練 ☆小学生との交流 ・発育測定	1月	・初詣 ・新年おめでとう会 ・とんど焼き ・避難訓練 ・発育測定 ・卒園写真
5月	・端午の節句 ・歯科検診 ・避難訓練 ・発育測定 ○参観 ・クラス懇談 (3上クラス)	8月	・避難訓練 ・発育測定 ・視力聴力検査	11月	・焼き芋 ・避難訓練 ・発育測定 ○個人懇談 ・七五三詣り (ふじ・きく) ☆発表会見学 (竜之口小)	2月	・節分祭 ・内科検診 ・シルエット劇 ・避難訓練 ☆小学生との交流 ・発育測定 ・参観 (0. 1歳児)
6月	・虫歯予防 ・避難訓練 ・内科検診 ・発育測定 ☆小学生との交流 ○個人懇談 ☆幼保交流 ・水あそび	9月	・避難訓練 ・発育測定 ☆敬老お茶会 ・運動会予行 ・十五夜	12月	・発表会予行 ○学習発表会 (2歳児以上) ・避難訓練 ・発育測定	3月	・ひな祭り会 ○卒園式 ・学校との連携 ・避難訓練 ・発育測定 ・入園説明会

* 日程等は入園後にお配りする年間行事予定でご確認してください

○印：保護者参加行事

☆印：年長児のみの行事

9. 準備していただく必需品一覧表

必需品 クラス名	箸・コップ (毎日)	ハンカチ ティッシュ (毎日)	食 事 用 エプロン (毎日)	布 団	パジャマ 〔0歳児は 不要〕	ゴム手袋 (使い捨て)	お尻拭き
ふ じ	○	○	—	—	—	個別対応	個別対応
き く	○	○	—	個別対応	—	個別対応	個別対応
ば ら	○	○	—	○	○	○	○
さくら	○	○	2枚 ※2	○	○	○	○
も も	1歳○ ※1 0歳 コップ	○	3枚	○	○	○	○

※1 もも組1歳児は、お箸を使用する時期は個人別にお知らせします。

※2 さくら組のエプロン1枚は、お着替え袋に入れておいてください。

○上記の表に加え、常時ビニール袋(汚物入れ)の準備が、3枚を下回らないように適宜補充してください。(別紙参照)

○身の回りの物全てに、よく見える位置に名前をはっきりと書いてください。(別紙参照)

○毎年4月に雑巾1枚とティッシュペーパー1箱を持たせてください。

(年度の途中入園の場合は入園時)

○寝具(掛布団120×90敷布団130×60程度)をお預かりします。(0～3歳児)

○紙パンツ・紙おしめ使用の乳幼児は、一日を通して必要と思われる枚数と、汚物用袋を黄色のナイロンバッグに入れてお持ちください。

○使い捨てゴム手袋は、ビニール製でM～フリーサイズをお持ちください。

10. 教育・保育利用の開始及び終了について

(1) 利用の開始について

- ・1号認定児が当園を利用するためには、当園の入園に必要な書類を提出し選考を経て利用決定を受ける必要があります。
- ・居住する市町村に保育必要事由に該当する認定（2号・3号）を受け、岡山市の利用調整を経て施設利用決定を受ける必要があります。詳しくは居住する市町村の窓口にお尋ねください。また、居住する市町村に当園の利用申し込みをされる場合には、事前に当園の施設見学をしていただくなど、当園の運営方針や保育内容等を十分にご承知ください。

(2) 当園は以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- ・園児が小学校に入学するとき。
- ・保護者の方の保育必要事由が無くなったとき。なお、保育必要事由の認定については居住する市町村の窓口にお尋ねください。
- ・保護者の方から退園の届出があったとき。なお、退園届は退園する月の20日までに必ず提出してください。
- ・一時預かり事業利用児童であって、その必要がなくなったとき。
- ・その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

1.1. 保護者負担について

(1) 月額保育料

特定教育・保育施設に係る利用者負担額として、居住する市町村から納入通知が送付されます。詳しくは居住する市町村の窓口にお尋ねください。

(2) 延長保育料

(保育標準時間認定児) (2, 3号認定児) 及び1号認定児

18時以降400円 (利用乳幼児1人あたりの金額)

(保育短時間認定児)

認定時間外30分につき200円

(3) 一時預かり利用料

幼稚園型一時預かり (1号認定児)

対象日	時間帯	料金
月～金	7時～8時30分 13時～18時	1,000円/日 (上限11,300円) (おやつ代含む)

(2, 3号認定児)

年齢	区分	料金	給食費
1～2歳児	1日4時間以内(9時～13時まで)	1,500円/回	250円/回
	1日4時間以上8時間以内(9時～17時まで)	3,000円/回	300円/回
3～4歳児	1日4時間以内(9時～13時まで)	1,000円/回	270円/回
	1日4時間以上8時間以内(9時～17時まで)	2,000円/回	375円/回

※やむを得ない事情により、金額等が変更となることありますので、予めご了承ください。

(4) 実費徴収

(利用乳幼児1人あたり)

給食費 3歳以上児（1号）	主食費 1,500円/月 副食費 4,000円/月
3歳以上児（2, 3号） （月曜～金曜）	主食費 1,700円/月 副食費 4,800円/月 副食費（3歳以上児） ※岡山市より副食費免除の対象園児は、主食費のみの負担です。 注)1
給食費 3歳以上児 （土曜日）（現金のみ）	主食費 120円/日 副食費 210円/日 副食費（3歳以上児） ※岡山市より副食費免除の対象園児は、主食費のみの負担です。 注)1
絵本代	個別に徴収します。
その他用品代	個別に徴収します。
行事参加費	個別に徴収します。

※やむを得ない事情により、金額等が変更となることありますので、予めご了承ください。

（注1）年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもについては、保護者による副食費の負担はありません。

※詳細は令和6年度保育利用ガイドP18をご覧ください。

（5）諸費支払方法

現金払い

口座振替（手続きが必要です。）

PayPay利用できるものもあります。

1.2. 賠償責任保険の加入 ※金額は変わることがあります。

（1）保険会社 独立行政法人日本スポーツ振興センター

（2）保険の種類 災害共済給付制度

（3）保険金額 日本スポーツ振興センターが定める額

参考金額 200円（利用乳幼児1人あたりの金額）/年

（4）施設の賠償責任保険（全額園負担） 保険会社：（福）全国社会福祉協議会

取扱代理店：（株）福祉保険サービス

1.3. 緊急時の対応方法

当園は、教育・保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の保護者及び、嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。

また、当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

1 4. お薬について

園が与薬することや薬の管理は禁止されていますので、完全な健康体になってから登園させていただきます。

- 慢性の病気（気管支喘息・熱性けいれん・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎など）のように経過が長引くような病気の、日常における投薬や処置については、主治医又は嘱託医の指示書と与薬連絡票に記入しご提出してください。
- 主治医の診察を受けるときは、お子様が現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。
※朝夕の服薬で終わられるよう、主治医とご相談をお願いします。

1 5. 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	岡山市中消防署 令和4年7月14日届出 防火管理者 氏名 高山 学
避難訓練	自然災害及び不審者を想定した避難訓練（月1回）を実施します。
防火設備	誘導灯・自動火災報知器・煙感知器・非常ベル・消火器
避難場所	竜之口小学校体育館

1 6. 感染症について

感染症疾患（P15～20参照）にかかった場合は登園できません。医師の証明を得て、登園させていただきます。証明書の用紙は園にあります。HPからDLもできます。

1 7. 虐待防止のための措置

職員は、利用乳幼児の虐待、職員による不適切保育が疑われる場合には、利用乳幼児の保護と共に養育態度の改善を図り、関係機関に通報をします。

児童虐待について

児童虐待は、子どもの健やかな発育と発達を損ない、心身に深刻なダメージを与えます。また、時として生死に関わる問題です。

虐待にはこんな種類があります。

(厚生労働省)

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など。
- 性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト**
育児放棄 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- 心理的虐待** 言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など。

虐待のサインを見逃さないようにしましょう。

- 地域の中で 不自然な傷が多い、身体、衣類が非常に不潔である。子どもの叩かれる音や子どもの叫び声が聞こえる。
- 集団生活の中で ささいなことで他児に対して執拗に攻撃したり、小動物をいじめたりする。職員を試したり、独占しようとし、まとわりついて離れないなど。
- 医療機関で 低身長、体重増加不良、栄養障害、繰り返す事故の既往、不審な傷、新旧混在する多発骨折、性器や肛門周辺の傷、若年者の妊娠・出産など。



18. 要望・苦情等に関する相談窓口

- (1) ・受付担当者 氏名 高山 暢子 (役職 副園長) TEL 086-279-4318
・解決責任者 氏名 高山 学 (役職 園長) TEL 086-279-4318
・第三者委員 氏名 原田 卓司 (役職 社会福祉法人岡山幸風会 理事)
TEL 090-7777-3172
氏名 吉田 実 (役職 社会福祉法人岡山幸風会 評議員)
TEL 090-6843-8500

・受付方法

面接・文書・電話などの方法で受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

(2) 当園以外の相談・窓口苦情受付窓口について

- ・岡山市岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課、幼保運営課 指導係
岡山市北区大供一丁目1番1号 TEL 086-803-1227 (幼保運営課)
- ・岡山県運営適正委員会 (社会福祉法人岡山県社会福祉協議会)
岡山市北区南方二丁目13番1号
(岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」3階)
TEL 086-226-9400

ご家庭とともに、基本的な生活習慣の自立に向けて指導を進めるにあたり、下記の事項をお守りいただきますよう、ご協力お願いいたします。

1. 開園時間（午前7時）前は準備のため、安全保育ができませんので登園はご遠慮ください。
2. 気象警報発令時等における発令区域内の保育園等の対応については、開園前と開園中とで対応が違います。「気象警報発令時における発令区域内の保育園等の対応について」をご覧ください。また、本園ホームページ並びにお知らせ一斉配信をご確認ください。また、1号認定の園児は「暴風警報」等の発令時は、小学校等と同じく休業となります。
3. 登降園の際、園児の安全確保のため通用門の錠は必ず締めてください。また、お子様に門を開閉させないでください。
(※通用門をゆすったり、登らせないでください。壊されますと修理負担をお願いします。)
4. 登園は遅くとも午前9時までをお願いします。欠席や遅刻される場合は安全確認のためにも必ず9時までご連絡をしてください。また、その理由もお知らせください。※連絡の無い場合、担任より出欠確認の連絡をさせていただきます。
5. 朝夕は駐車場が大変混雑します。お車で送迎の際は長時間にならないよう、譲りあって事故のないようご利用ください。また、区画内に駐車してください。
駐車場ではお子様から目を離さないで下さい。場内での事故等には一切責任は負いません。
6. 行事等へご参加される際は、全家庭の車の駐車は出来ませんので、徒歩、自転車、公共の交通機関等を利用して来園してください。特別な事情のある方は、ご相談ください。
7. お子様の送迎につきましては、送迎誓約書に記載のない方へのご依頼はご遠慮願います。特に、お迎えの引き渡しでは、記載がありましても初対面の場合は本人確認をさせていただきますので、顔写真付きの身分証明書の呈示にご協力をお願いします。また、お迎えが通常時間より変わるときは事前に必ずお知らせしておいてください。延長保育利用は連絡をお願いします。
8. 登園受付は、登降園システムを使ってください。次に、視診を受けましたら各保育室の個人別ロッカーへ持ち物を納めてください。
 - ・集金袋をお持ちの方は、（視診）受付の保育士にお渡しください。
 - ・お急ぎの連絡事項がありましたら、視診（受付）の保育士にお伝えください。
9. 毎日の服装は、名札を付けたスモック（夏期は半袖体操服）、組色帽子、履きやすい運動靴（靴下を履いて）で登園させて下さい。※長靴、サンダル、ブーツ等で登園しないようにしましょう。冬期はスモックを必ず着用させてください。ただし、0、1歳児クラスのスモック・体操服については任意とします。
10. ハンカチ・ポケットティッシュを必ずポケットに入れて登園させてください。使用状況を見て補充してください。
11. 身の回りの物全てに、名前をよく見える位置にはっきりと書いてください。
(例：衣類・ハンカチ・靴下・ポケットティッシュ・箸・箸箱・靴・その他全部)
12. 装飾品類、食べ物（お菓子等）、おもちゃ等を持って登園させないでください。
紛失や毀損には責任を負いかねます。
13. 毎日、カバンの中を見てください。（お知らせ等、印刷物が入っている事があります。）
14. 掲示板（物）や連絡ツール（コドモン）をよくご覧下さい。
15. 乳幼児は、一日の生活の中で急に身体に異常を来すことがあります。いつでも電話連絡が取れますよう、必ず緊急連絡先を知らせておいてください。
(お迎えができる祖父母宅・携帯電話など)

16. 安全保育に心掛けていますが、集団保育では友だちとのトラブルでひっかき、噛みつき、叩く等の行動を起こす時もあります。このような行動をしないよう園では日々指導しています。
ご家庭でもご指導ください。
17. 申込内容に変更がある場合は、変更届等保育利用ガイドP7からP9記載の書類を必ず提出してください。（用紙は岡山市就園管理課HPからDLできます。）
18. 退園する場合は、退園する月の20日までに退園等届出書を提出してください。
※令和6年度保育利用ガイドP9参照
19. 午睡用寝具、パジャマ・上靴は毎週末お持ち帰り頂き、布団干しやお洗濯をお願いします。
20. 降園の際は、お子様と一緒に保育室へ持ち物を取りに行き、名前を必ず確認して間違いのないようお持ち帰りください。そして、登園受付時と同様に登降園システムで降園手続きをしてください。
21. 保育中の担任の呼び出しは、安全保育に支障をきたしますのご遠慮ください。
22. 新入園児は、園生活に馴染むために3週間程度、午前中保育のみの慣らし保育をします。（土曜日を除く。）なお、お子様の保育園での状態によっては、長・短縮を図ります。
※令和6年4月新入園児の延長保育は、5月7日（火）からとさせていただきます。
23. 保育施設等の利用料金（保育料）は所定の期限までにお納めください。原則として口座振替です。（令和6年度用保育利用ガイドP18参照）

ご意見などございましたら、お申し出ください。

☆お子様は、毎日の集団生活を頑張っています。

土曜日など保護者の仕事が休日又はお子様を見る方がいる場合には、家庭保育をお願いします。親子のふれあいや休息をしっかり持ち、休日明けからの活力になるよう配慮してあげてください。乳幼児期の十分なスキンシップやふれあいは心身の成長に良い影響をもたらします。ご協力をお願いします。

☆勤務が終わられましたら、お子さまのお迎えを優先してあげてください。

☆家庭では様々な機会をとらえて、命の大切さや善悪の判断、社会のルールを教えましょう。

☆家庭では余暇の時間の過ごし方や食生活に関する良い習慣づけを行いましょう。

☆様々な機会をとらえて子どもたちとの対話・コミュニケーションを積極的に進めましょう。

☆父親の育児参加が大切です。

出席停止について

下記の病気は、学校保健安全法第19条の規定に準じて、出席停止の取り扱いをいたしますので、休んで治療に専念してください。なお、感染症が治って登園するときは、医師の診断を受け事前に意見書または登園届をご提出ください。

出席停止ではありませんが、ウイルス性胃腸炎・突発性発疹・手足口病等は、症状が治まり健康体になってから登園してください。

★保育園は多くの子どもたちの集団生活の場であり、保育を円滑に実施し成果をあげるためには、保育者や保護者が心得ていなければならないことがたくさんあります。感染症の予防もその一つであり、保護者の方には是非正しいご理解とご協力をお願いします。

★出席停止の期間は感染症の種類に応じて、おおよその基準がありますが、症状には個人差がありますので、医師の診断に基づいて十分休養し元気になってから登園するように留意してください。

なお、感染防止のため出席停止の期間中は、できるだけ友だちとの接触はさけてください。

★園長は、園児が感染症に罹っていたら、出席停止させることができることになっております。
(学校保健安全法第19条に準ずる)

重 要

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、上記の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなします。

感染症対策について

■園で流行しやすい感染症

病名	登園のめやす	登園するときに必要な書類	
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから	意見書	
風しん(三日はしか)	発しんが消失してから		
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで		
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶた化してから		
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状(発熱、充血等)が消失した後、2日を経過するまで		
腸管出血性大腸菌感染症(0157、026、0111等)	医師により感染の恐れがないと認められるまで。(無症状病原体保有者の場合、トイレで排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)		
流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が消失してから		
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで		
百日咳	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了するまで		※溶連菌感染症、とびひは医師の判断による
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで		
髄膜炎菌性髄膜炎(侵襲性髄膜炎菌感染症)	医師により感染の恐れがないと認めるまで		
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること		
伝染性膿痂疹(とびひ)	医師の判断による		
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過すること		
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過すること		
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること		
ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタウイルス等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること		
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと		
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと		
突発性発しん	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと		
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること		
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること		
帯状疱疹	すべての発しんがかさぶた化してから		

※伝染性軟属腫(水いぼ)・アタマジラミについては、医師に相談してください。

※新型コロナウイルス感染症・インフルエンザは出席停止となりますが、健康観察記録表を提出後、登園可能となります。

意見書 (医師記入)

竜之口こども園 園長 殿

入所児童氏名

年 月 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	麻しん(はしか)※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘(水ぼうそう)
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱(プール熱)※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症(○157、○26、○111等)
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)
<input type="checkbox"/>	伝染性膿痂疹(とびひ)
<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症

◎新型 コロナウイルス感染症・インフルエンザは出席停止となりますが、健康観察記録表を提出後、登園可能となります。(この意見書は必要ありません。)

◎岡山市では、**伝染性膿痂疹(とびひ)**・**溶連菌感染症**も出席停止の感染症となっています。

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で 記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を園に提出して下さい。

<登園届(保護者記入)>

登園届 (保護者記入)

竜之口こども園 園長殿

入所児童名

年 月 日生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑(りんご病)
<input type="checkbox"/>	感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎、急性胃腸炎等) (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹
<input type="checkbox"/>	突発性発疹
<input type="checkbox"/>	その他()

◎新型コロナウイルス感染症・インフルエンザは出席停止となりますが、健康観察記録表に記入をしてからの登園

(医療機関名) (年 月 日受診)において病状が
回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので 年 月 日より登園いたし
ます。

年 月 日

保護者名

※保護者の皆さまへ

こども園・保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

健康観察記録表について

インフルエンザ、新型コロナウイルスと診断された場合
再登園時には、これまでの「治癒証明書」からこの健康観察記録表
に変更します。

※インフルエンザ、新型コロナウイルス以外の感染症については変更ありません。

1 主治医に、再受診の日を確認してください。

2 園に連絡してください。

- ・医療機関受診後インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症と診断されたら、園にご連絡ください。
- ・インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を発症した日から再登園する前日までの間は「健康観察記録表」のインフルエンザ等欄に「○印」を付けてください。また、医療機関を受診した日には備考欄に医療機関名を記入してください。
- ・幼稚園及び認定こども園の3歳上児は、連絡をいただいた日（あるいは翌日）から再登園日までの間、出席停止の取り扱いとします。

3 自宅で静養

- ・医師の指示に従って静養してください。
- ・「健康観察記録表」に毎日体温や健康状態を記録してください。

4 主治医の指示がある場合、症状が改善しない場合など再受診

- ・再受診するときは、「健康観察記録表」を持参しましょう。
- ・再登園可能な日を主治医に確認しましょう。
- ・医療機関を受診した日には「健康観察記録表」の備考欄に医療機関名を記入してください。

5 再登園する日の保護者確認欄に署名

- ・再登園日の朝に保護者が「健康観察記録表」を園へ提出してください。

○登園する日の朝に確認すること

- ・熱は下がっていますか？
- ・主治医に再登園について確認しましたか？
- ・（再登園する日のみ）保護者確認欄が記入されていますか？



健康観察記録表

竜之口こども園

組 名前：

園 確認欄	月日	朝の体温	夜の体 温	発熱以外の症状 【該当症状(症状ない場合は「症状なし」)に○または記入】	インフル エンザ等	備考	保護者確認欄 (署名)
記入例	12/1	37.5℃	38℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し	○ ○○クリニック	
記入例	/2	38℃	37.5℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し	○	
記入例	/3	36.5℃	36.5℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し	○	
記入例	/4	36.5℃	36℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し	○	
記入例	/5	36.5℃	36.5℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し	○ ○○クリニック	
記入例	/6	36.5℃	36℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し	○	
記入例	/7	36℃	36℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し		岡山 花子
	/	℃	℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し		
	/	℃	℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し		
	/	℃	℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し		
	/	℃	℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し		
	/	℃	℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し		
	/	℃	℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し		
	/	℃	℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し		
	/	℃	℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し		
	/	℃	℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し		
	/	℃	℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し		
	/	℃	℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し		
	/	℃	℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し		
	/	℃	℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他 ()	症状な し		

本園ホームページ (<http://www.tatsunokuchi.ed.jp/>) からダウンロードできます。

※ この用紙が必要になったときは、担任へお知らせください。

送迎誓約書（記入例）

今般貴こども園に入園させていただきました、

（児童名を記入してください）の送迎につきましては

（兄弟姉妹がいる場合は、連名で記入してください。）

保護者において全責任をもって遂行します。

もし保護者がなんらかの理由により送迎のできない場合は、
代理人の氏名を保育園に必ず連絡します。

上記誓約いたします。

年 月 日

（日付は必ず記入してください）

竜之口こども園

園 長 様

保護者

住所 岡山市中区国府市場〇〇番地の〇

氏名 （父） 竜之口太郎 印

氏名 （母） 竜之口花子 印

主な送迎者 氏名 竜之口花子 （園児との続柄： 母）

その他の送迎者
（代理人） 氏名 祖父母のお名前 （園児との続柄： 祖母）

氏名 〃 （園児との続柄： 祖父）

氏名 叔父叔母のお名前 （園児との続柄： 叔母）

※送迎者欄にお名前がない方がお迎えされる時は、事前連絡と本人確認ができる身分証明書（運転免許証・住基カード・マイナンバーカード表面・パスポート等）の呈示をお願いします。

重要事項説明同意書

当園における保育の提供の開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人岡山幸風会
竜之口こども園
説明者 園長 高山 学

私は、本書面に基づいて竜之口こども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 _____

児童氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

利用乳幼児から見た続柄 _____